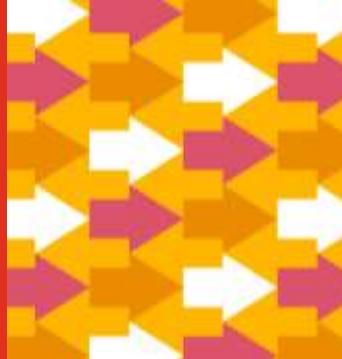


Issued Date: 27 June 2023



タイ投資委員会(BOI)がグローバルミニマム課税ルール(ピラー2)の影響を受ける企業に対する
新たな投資奨励措置を導入することを公表しました。

概要:

2023年5月16日、タイ投資委員会(以下「BOI」)は、投資奨励法に基づいて付与される税務恩典に対するグローバルミニマム課税ルール(以下「ピラー2」)の影響を緩和するため、新たな投資奨励措置を公表しました。

BOIの公表によると、新たな投資奨励措置は、既存の被奨励企業、および2023年3月20日以降にBOI投資奨励の申請を行う企業の両方に適用されます。この新たな措置の適用を受ける企業は、ピラー2の適用対象企業である必要があります。すなわち、以下のいずれかの条件を満たす多国籍グループに所属することとなります。

- 連結売上高が年間280億バーツ(7億5,000万ユーロ)以上である。
- 連結売上高が年間平均280億バーツ(12ヶ月未満の会計期間の日数で計算)である。
- 法人所得税に関する歳入局長通達(第408号)に従い、国別報告事項(Country by Country Report: CbCR)を提出する義務がある。

既存の BOI 被奨励企業が新たな投資奨励措置を選択できる主な条件:

- ピラー2の規則が適用される被奨励企業は、BOIの恩典をこれから享受する、または現在享受している法人税免税の恩典の残存期間が1年以上必要である。
- 被奨励企業は、既存のプロジェクトに付与された他の特別措置、例えば効率向上借置、農業経済の投資促進措置、地域社会開発の投資促進措置、または投資委員会が指定するその他の特別措置の恩典を享受してはならない。
- 既存のBOI被奨励企業は、現在の法人税免税措置を法人税率50%の減税(すなわち、通常法人税率20%のところ、10%に引き下げ)に変更することができ、残りの恩典対象期間を10年を上限として2倍にすることができる。
- 恩典開始日は、新たな奨励証明書を受領した後、収益が発生した最初の日である。

既存のBOI被奨励企業が新たに修正された投資奨励措置を受けるための奨励申請書を提出し、承認されると、以前の法人税免税スキームに戻すことはできません。

新規に BOI の投資奨励を申請する企業の主な条件:

- ピラー2規則の適用対象企業は、既存の投資奨励措置による法人税免税(希望により減税スキームへの変更も可能)の適用、もしくは新たな投資奨励措置に基づき、法人税率50%の減税(法人税率10%への引き下げ)のいずれかを選択可能である。
- 50%の減税を選択した場合、税務上の恩典期間は、既存の免税措置と比べ、10年を上限として2

倍となる。

- 対象となる企業が 50% の減税の投資奨励措置を申請し、BOI に認可されると、新たな投資奨励措置に基づく税務上の恩典が適用されるため、以前の法人税免税スキームに戻すことはできない。

今回の公表によると、BOI の被奨励企業、およびこれから BOI の投資奨励を申請しようとしている企業に対して、その他の BOI に関する投資奨励の変更は加えられていません。

PwC の見解:

ピラー2 の規定の下では、連結売上高が年間 7 億 5,000 万ユーロを超える多国籍企業には、最低 15% の実効税率(Effective Tax Rate: ETR)が課税されます。実効税率は各国ごとに計算されます。従って、ピラー2 の規定の適用対象であり、現在タイで BOI の恩典を享受している多国籍企業グループは、タイの実効税率が 15% を下回った場合、トップアップ税の課税対象となります。対象となる多国籍企業グループは、ピラー2 による影響を低減するため、BOI の新たな投資奨励措置を選択することによるコストと便益を評価することが推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Stitt
Orawan Phanitpojjamarn
Sukrit Srisakulchawla

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile: 08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile: 08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

福井 情美
(0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。